

広島市選挙管理委員会告示第8号
令和7年10月22日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國 則昭

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

第160条第1項第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同条第1項第1号キとする。

第160条第1項第1号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同条第1項第1号カとする。

第160条第1項第1号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同条第1項第1号オとする。

第160条第1項第1号ウを同条第1項第1号エとし、同条第1項第1号イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第160条第1項第3号ア中「船賃」の右に「、航空賃」を加える

第160条第1項第3号イ中「1万円」を「2万円」に改める。

第160条第1項第4号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改める。

第160条第1項第4号イ中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

別記第49号様式その1備考4中「及び婦人補導院」を削り、「少年院、少年鑑別所」を「少年院及び少年鑑別所」に改める。

別記第79号様式第6表中「又は婦人補導院の長」を削り、「少年院の長、少年鑑別所の長」を「少年院の長又は少年鑑別所の長」に改める。

別記79号様式第7表の2中「又は婦人補導院の長」を削り、「少年院の長、少年鑑別所の長」を「少年院の長又は少年鑑別所の長」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。